

『エイジレス80 コネクト』
バージョンアップ資料
(給与編 Ver. 2. 008)

2024 年 5 月 28 日

NRI 社会情報システム株式会社

もくじ

1. バージョンアップ内容	1
2. 令和6年分所得税の定額減税対応	3
1】職員情報管理	3
2】所得税計算時に定額減税処理を追加	5
3】月例給与支給明細書等に控除結果金額(定額減税)を表示	6
4】月例給与支給明細書変更画面等に所得税再計算ボタン、定額減税を追加	6
5】支給控除データエクセル変換(月例給与)に定額減税を追加	7

1. バージョンアップ内容

今回のバージョンアップでは、主に以下の機能追加を行いました。

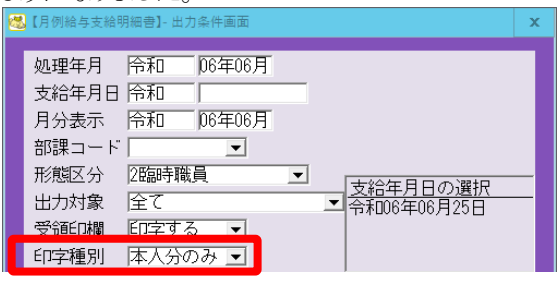
- 令和6年分所得税の定額減税対応(月例給与、期末勤勉、差額)を行いました。

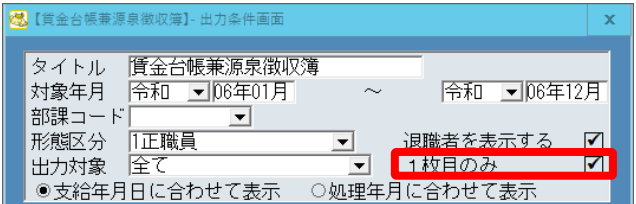
※ 令和6年分所得税の定額減税につきましては、「定額減税 特設サイト」(国税庁)
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzai/index.htm>) をご確認ください、
税務署へお問い合わせください。

エイジレス 80 コールセンターでは制度の詳細についてのご案内は出来かねますのでご了承いただきますようお願い申し上げます。

機能別の変更内容については、下記<<バージョンアップ内容一覧>>をご覧ください。

《給与システム バージョンアップ内容一覧》(Ver.2.008)

分類	メニュー・帳票	改善内容	頁
職員情報管理	職員給与基本台帳登録	・(令和6年分所得税定額減税対応) ＜控除＞タブに「同一生計配偶者及び扶養親族」月次減税額」を追加しました。	P3
	職員データエクセル変換	・(令和6年分所得税定額減税対応) ＜職員基本情報＞シートに「令和6年減税扶養親族」「令和6年減税月次減税額」を追加しました。	P4
月例給与	月例給与計算	・(令和6年分所得税定額減税対応) 所得税計算時に定額減税処理を追加しました。	P5
	月例給与支給明細書変更	・(令和6年分所得税定額減税対応) 定額減税の表示を追加しました。 所得税の再計算ボタンを追加しました。	P6
	月例給与支給明細書	・(令和6年分所得税定額減税対応) 定額減税の表示を追加しました。	P6
		・出力条件に「印字種別」を追加し、本人分のみ印刷が可能となりました。 従来はセンター控えと本人分が上下に表示されていましたが、こちらの出力条件を指定すると、本人分のみが表示されるようになりました。	—
			
	支給控除データエクセル変換(月例給与)	・(令和6年分所得税定額減税対応) 定額減税の表示を追加しました。	P7

分類	メニュー・帳票	改善内容	頁
期末勤勉	期末勤勉計算	・(令和6年分所得税定額減税対応) 所得税計算時に定額減税処理を追加しました。	P5
	期末勤勉支給明細書 変更	・(令和6年分所得税定額減税対応) 定額減税の表示を追加しました。 所得税の再計算ボタンを追加しました。	P6
	期末勤勉支給明細書	・(令和6年分所得税定額減税対応) 定額減税の表示を追加しました。	P6
		・出力条件に「印字種別」を追加し、本人分のみの出力が可能となりました。	—
	支給控除データエクセル 変換(期末勤勉)	・(令和6年分所得税定額減税対応) 定額減税の表示を追加しました。	P7
差額	差額計算	・(令和6年分所得税定額減税対応) 所得税計算時に定額減税処理を追加しました。	P5
	差額支給明細書 変更	・(令和6年分所得税定額減税対応) 定額減税の表示を追加しました。 所得税の再計算ボタンを追加しました。	P6
	差額支給明細書	・(令和6年分所得税定額減税対応) 定額減税の表示を追加しました。	P6
		・出力条件に「印字種別」を追加し、本人分のみの出力が可能となりました。	—
	支給控除データエクセル 変換(差額)	・(令和6年分所得税定額減税対応) 定額減税の表示を追加しました。	P7
年末調整	賃金台帳兼源泉徴収簿	・出力条件に「1枚目のみ」を指定した印刷が可能となりました。 	—
管理	過去支給明細書変更 (給与)	・(令和6年分所得税定額減税対応) 定額減税の表示を追加しました。 所得税の再計算ボタンを追加しました。	P6
	過去支給明細書変更 (期末勤勉)	・(令和6年分所得税定額減税対応) 定額減税の表示を追加しました。 所得税の再計算ボタンを追加しました。	P6
	過去支給明細書変更 (差額)	・(令和6年分所得税定額減税対応) 定額減税の表示を追加しました。 所得税の再計算ボタンを追加しました。	P6

2. 令和6年分所得税の定額減税対応

令和6年分所得税の定額減税対応を行いました。

- ・令和6年分度所得税の定額減税につきましては、「定額減税 特設サイト」(国税庁)
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>) をご確認ください、
税務署へお問い合わせください。
コールセンターでは制度の詳細についてご案内は出来かねますのでご了承くださいますよう
お願い申し上げます。
 - ・今回のバージョンアップは月例給与、期末勤勉、差額の減税処理及び給与明細への表記のみの
対応となります。
- 年末調整及び源泉徴収票への表記については次回以降のバージョンアップ対応となります。

1】職員情報管理

■ 職員給与基本台帳登録

<控除>タブに「同一生計配偶者及び扶養親族」「月次減税額」を追加しました。

リリース後、令和6年6月1日以降に支給する給与計算前までに設定をお願いします。

① 同一生計配偶者及び扶養親族

定額減税の対象となる配偶者及び扶養親族の人数を入力します。

該当職員が下記すべての条件を満たす場合に入力可能となります。

- ・給与管理マスターの処理年月が令和6年6月以前
- ・所得税区分が「甲」
- ・入社年月日が令和6年6月1日以前
- ・退職年月日が空白もしくは令和6年6月1日以降

② 月次減税額

①の条件を満たし、0 以上の値が入っている場合、自動的に下記の金額が設定されます。
手動での変更は不可です。

月次減税額 = (同一生計配偶者及び扶養親族 + 1 (本人分)) × 30,000 (円)

支給年月日が6月1日以降の減税処理はこの月次減税額を元に行います。

■ バージョンアップ時の初期値については、下記の通りとなります。

- ・ 所得税区分が「甲」
- ・ 入社年月日が令和6年6月1日以前
- ・ 退職年月日が空白もしくは令和6年6月1日以降

上記すべてを満たす場合、①同一生計配偶者及び扶養親族：0 名、②月次減税額：30,000 円

上記すべてを満たさない場合、①同一生計配偶者及び扶養親族：0 名、②月次減税額：0 円

■ 職員データエクセル変換

<職員基本情報>シートに「同一生計配偶者及び扶養親族数」「月次減税額」を追加しました。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	CT	CU	CV
1	職員番号	氏名漢字	氏名カナ	性別	郵便番号	住所 1	住所 2	電話番号 1	(中略)	同一生計配偶者及び扶養親族数	月次減税額	特記事項
2	2	野村 花子	ノムラ ハナコ	女	123-4567	東京都新宿	新宿御苑マ	03-3333-44		0	30000	次回有給 取得日・
3	3	野村 次郎	ノムラ シロウ	女	345-6789	横浜市保土	YBPビル	045-333-44		0	0	
4	4	野村 三郎	ノムラ サウロウ	男	333-4444	横浜市横浜	横浜マンシ	045-111-11		0	0	

2】所得税計算時に定額減税処理を追加

所得税計算時に定額減税処理を追加しました。(月例給与、期末勤勉、差額を修正)

当該職員が下記条件すべてに該当する場合、所得税より定額減税を行います。

月例給与を例に説明すると下記の所得税計算が行われる機能が対象となります。

例) 月例給与計算の実行ボタン、月例給与支給明細書変更画面の所得税再計算ボタン

1. 所得税区分が「甲」
2. 月次減税額に 0 より大きい金額が設定されている
3. 入社年月日が令和 6 年 6 月 1 日以前
4. 退職年月日が空白もしくは令和 6 年 6 月 1 日以降
5. 支給年月日が令和 6 年 6 月 1 日～12 月 31 日

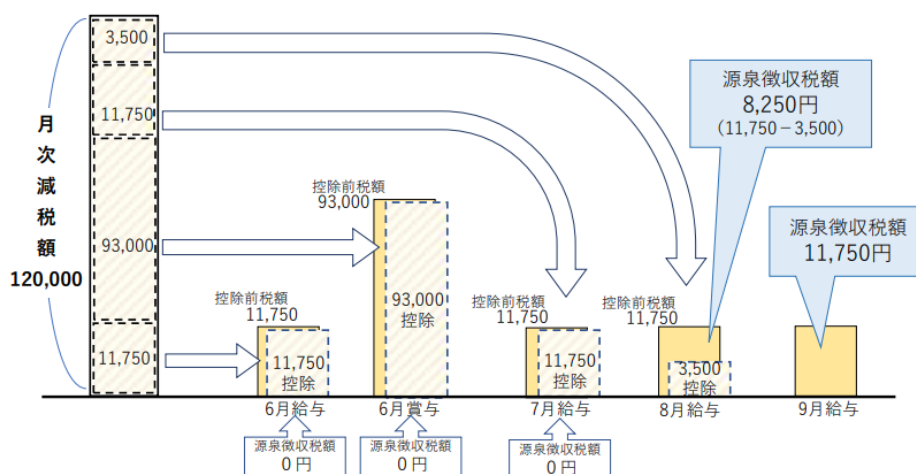
支給年月日が 6 月 1 日～12 月 31 日の間、所得税から職員給与基本台帳登録画面で設定した月次減税額を上限に、控除できる分のみ順次控除します。

※下記の図は「給与等の源泉徴収税事務に係る令和 6 年分所得税の定額減税のしかた」P7（国税庁）より引用

□ 二回目以降の給与等の支払時における控除の方法

二回目以降の給与等の支払時においては、イの方法で控除しきれなかった部分の金額を限度として、その**控除しきれない金額がなくなるまで**、以後支払う令和6年分の給与や賞与（令和6年分の年末調整を行う時の給与や賞与を除きます。）に係る控除前税額から、**上記イに準じて順次控除**することになります（控除しきれない間は、実際に源泉徴収する税額はないこと（0円）になります。）。

〔計算例〕



この事例では、月次減税額（120,000円）が最初に支払う6月給与の控除前税額（11,750円）を超えるため、6月給与で**控除しきれなかった部分の月次減税額は**、以後に支払う6月賞与、7月給与、8月給与に係る控除前税額から、**順次控除**します。

9月給与以後は、控除できる月次減税額はありまえんで、年末調整を行う前までは従来の方法で源泉徴収税額を算出します。

3】月例給与支給明細書等に控除結果金額(定額減税)を表示

定額減税の表示を追加しました。(期末勤勉、差額も同様)

定額減税対象者については、該当月に控除した金額が表示されます。

控除し終わり、控除金額が0円となった場合も0と表示されます。

令和 6年 6月分 給与明細書									
支給年月日：令和 6年 6月25日									
部課コード	職員番号	部 課 名	勤務日数	勤務時間数	超勤① 超勤②	超勤③	超勤④ 超勤⑤	超勤⑥	超勤⑦
1001	3	総務課 野村 花子 殿	20.0	180.00	0.00 0.00	0.00	0.00 0.00	0.00	0.00
支	給与月額	管理職手当 扶養手当	地域手当	住居手当	特別手当 超勤手当②	超勤手当③	超勤手当④ 超勤手当⑤	超勤手当⑥	超勤手当⑦
	241,100	11,100							
	その他手当	その他手当③	課税交通費		非課税手当	非課税交通費			
	その他手当②					500			支給合計
給									252,700
	健康保険 介護保険	厚生年金 厚生年金基金	雇用保険	社保控除合計	その他控除(課税前)				課税対象額
	13,980 2,250	16,587 10,500	1,516	44,833					207,367
	所得税	住民税	企業年金基金	財形貯蓄 職員互助会費	その他互助会 互助会返済金	その他課税後① その他課税後②	親睦会費		控除合計
控				2,000	2,000				48,833
除									
差引支給額									203,867
公益社団法人見本市シルバー人材センター 本部									定額減税 1,820

4】月例給与支給明細書変更画面等に所得税再計算ボタン、定額減税を追加

定額減税の表示を追加しました。給与支給明細書等に表示される定額減税は、編集画面でも確認可能です。(期末勤勉、差額、過去支給明細書変更も同様)

また、課税対象額が変更になり所得税額、定額減税の再計算が必要になることから、所得税の再計算ボタンを追加しました。

【月例給与支給明細書変更】- エイジレス80 給与

職員情報管理(A) 月例給与(B) 期末勤勉(C) 差額(D) 年末調整(E) 統計(F) 年度処理(G) 管理(H) オプション(X) スペシャル(Z)

職員番号 3 氏名 野村 花子 部課コード 総務課 形態区分 正職員

支給 控除

職員を選択してください。

部課コード 形態区分

氏名 職名
3 野村 花子

定額減税 1,820

再計算 所得税

健康保険 13,980 介護保険 2,250 厚生年金 16,587 厚生年金基金 10,500 雇用保険 1,516 社保控除合計 44,833

その他控除課税前 課税対象額 207,367 過不足税 住民税 企業年金基金

財形貯蓄 2,000 職員互助会費 2,000 互助会返済金 2,000 親睦会 其他課税後②

その他課税後③ 控除合計 48,833 差引支給額 203,867

備考

事業主負担分

健康保険 13,980 介護保険 2,250 雇用保険 2,400 労災保険 758 一般拠出金 123 5 退職金掛金 6,000 企業年金基金

職員互助会費 2,000 其他互助会 退職金掛金 6,000 企業年金基金

計 1名

注意！所得税入力欄について
定額減税対象（職員基本台帳の月次減税額が0より大きい場合）かつ 当該給与データの支給年月日が令和6年6月1日～12月31日の場合は入力不可になります。再計算ボタンの利用は可能です。

5】支給控除データエクセル変換（月例給与）に定額減税を追加

定額減税の表示を追加しました。給与支給明細書等に表示される定額減税は、支給控除データエクセル変換でも確認可能です。（期末勤勉、差額も同様）

	A	B	C
1			
2	正職員		
3	対象年月：令和 6年 6月		
4	職員番号	2	3
5	氏名	野村 花子	野村 三郎
6	支給年月日	06/25	06/25
7	給与月額	250,000	300,000
8	管理職手当	10,000	100,000
9	(中略)		
10			
11			
46	控除合計	20,147	142,892
47	差引支給額	532,853	317,908
48	定額減税	17,980	
49	勤務日数	20.0	20.0

■ 定額減税 よくあるご質問 ■

事前のお知らせ掲載後に、コールセンターへ多くいただいた質問です。

【Q 1】6 月時点では、[同一生計配偶者及び扶養親族]が 0 名でしたが、7 月以降に 1 名以上に修正が必要になった場合はどうしたらよいでしょうか。

【A 1】給与処理年月が 7 月以降になると、入力不可となり修正することはできません。

また、給与処理年月 7 月以降に、初めて減税対象の条件を満たした場合（例えば所得税区分が甲に変更になった場合など）も、減税処理が 7 月以降に開始されることはありません。年末調整または確定申告で清算をすることになります。

【Q 2】給与処理年月を 6 月に戻せば、[同一生計配偶者及び扶養親族（月次減税額）]が修正できるようになりますか？

【A 2】修正可能ですが、既に 6 月以降の給与データが作成されている場合はチェックエラーとなります。削除可能な場合は、6 月以降の給与データを削除ください。